

議案第 2 4 号

天理市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

天理市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成28年 3 月 7 日提出

天理市長 並 河 健

天理市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

天理市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年 1 月天理市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 号中

「 月額	59,000		「 日額	18,000	
		を			に改め、
月額	35,000	」	日額	13,000	」

同表第 3 号中

「 月額	110,000		「 日額	32,000	
		を			に改め、
月額	43,000	」	日額	17,000	」

同表第 4 号中

「 月額	35,000		「 日額	18,000	
		を			に改める。
月額	27,000	」	日額	13,000	」

別表備考第 3 項中「（補充委員に限る。）」を「から第 4 号まで」に改める。

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。